

平成24年11月22日

株 主 各 位

大阪市中央区博労町二丁目3番9号

ヤマト インターナショナル株式会社

取締役社長 盤 若 智 基

第66回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第66回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議が行われましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- I. 報 告 事 項
1. 第66期（平成23年9月1日から平成24年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果を報告いたしました。

2. 第66期（平成23年9月1日から平成24年8月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

II. 決 議 事 項

第1号議案 第66期剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金については1株につき普通配当9円とするとともに、繰越利益剰余金のうち1億円を別途積立金に振替えることに決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。
変更内容は後記のとおりであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案のとおり取締役に盤若智基、柴原保夫、高橋俊輔、奥中信一、藤野勝己の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり監査役に田口芳樹氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり補欠監査役に片桐正雄氏が選任されました。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

本件は、原案のとおり定款変更に伴う取締役の上限員数の減員、現任取締役の減員、その他諸般の情勢を考慮し、取締役の報酬額につき年額4億円以内を、年額3億円以内に改定する旨、承認可決されました。なお、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

第7号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の継続の件

本件は、平成24年10月12日開催の取締役会において決定された当社株式の大規模買付行為への対応策の継続につき、原案のとおり承認可決されました。

以上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役の選定、並びに執行役員制度導入に伴う執行役員の選任及び役付執行役員の選定を行い、下記のとおりそれぞれ就任いたしました。

記

代表取締役社長	盤	若	智	基
取締役専務執行役員	柴	原	保	夫
取締役常務執行役員	高	橋	俊	輔
取締役常務執行役員	奥	中	信	一
取締役(社外)	藤	野	勝	己(新任)
常務執行役員	樋	口	敏	昭
常務執行役員	船	原	淳	一

執行役員 安 栗 清（新任）
執行役員 松 波 恭 敬（新任）

また、監査役会の決議により常勤監査役に内田 勝、島 正男の両氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

以 上

配当金のお支払いについて

同封の「株主配当金領収証」に必要事項をご記入、ご押印のうえ、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）で払渡し期間中（平成24年11月26日(月)から平成24年12月28日(金)まで）にお受け取りください。また、この「株主配当金領収証」によりお取引銀行等の預金口座へのご入金もできます。

なお、配当金の口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をご送付いたしましたので、ご確認ください。また、「株主配当金領収証」により配当金をお受け取りになれる方にも「配当金計算書」を同封いたしております。「配当金計算書」は配当金をお受け取りになられた後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。

以 上

定款一部変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 第20条～第28条（条文省略）	第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役は、 <u>6</u> 名以内とする。 第20条～第28条（現行どおり）

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第37条 (条文省略)</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

以 上